

## 鳥取県告示第 451 号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 起業者の名称

琴浦町

### 2 事業の種類

琴浦町新庁舎建設事業

### 3 起業地

(1) 収用の部分 東伯郡琴浦町大字徳万字王神上及び大字浦安字北畠地内

(2) 使用の部分 なし

### 4 事業認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

琴浦町新庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である琴浦町は地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、琴浦町本庁舎の所在する土地と隣接する土地（以下「本件土地」という。）に、本庁舎の機能と分庁舎の機能を統合した新庁舎を整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業は、本庁舎の機能と分庁舎の機能を統合した新庁舎を整備するものであり、両庁舎の機能の統合を図るとともに、執務スペース及び来庁者の駐車場不足を解消することにより、町民の利便性及び行政サービスの向上が見込まれる。

イ 本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益は、軽微なものになると考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で必要とされる最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業に必要な面積が確保されること、町民の交通の利便性が良いこと、事業費が経済的であること等を条件に4つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、本庁舎の機能と分庁舎の機能を統合した新庁舎を整備するものであり、両庁舎の機能の統合を図るとともに、執務スペース及び来庁者の駐車場不足を解消することにより、町民の利便性及び行政サービスの向上が見込まれることから、早急に整備すべき事業であり、本件土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の

規定に基づき、事業の認定をするものである。

- 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所  
東伯郡琴浦町大字徳万 591-2  
琴浦町役場